

## 事例

高齢の母親宅にリサイクルショップから古着や古靴を買い取るとの電話があり、訪問を了承したが、男性二人が来て、古い着物には目もくれず「貴金属や宝石はないのか」と聞かれた。「ない」と答えたら「遠くからわざわざ来たのだからガソリン代や人件費を支払え」と強く言われた。

怖かったので仕方なく金のネックレスや指輪を出したら、二束三文で買い取られてしまった。契約書がなく連絡先が分からないが返してほしい…。

訪問買取の全国での相談件数（右表）

年	相談件数
2015年	8,601件
2016年	8,656件
2017年	8,428件

参考：(独)国民生活センターのホームページ

衣替えの時期になると、リサイクルショップや古物屋い取り業者などの訪問買取業者から、買い取りの電話がかかってくる場合があります。それに伴って売買や代金支払いのトラブルも多くなります。

訪問買取業者は、連絡先が不明なことが多いのですが、もしやむを得ず買い取られてしまった場合、契約書を請求したり、せめて連絡先は確認しましょう。

訪問買取は、8日間のクーリング・オフ期間があります。また、業者が訪問してくるときは、親戚や周りの人たちに立ち合ってもらおうようにして、一人では対応しないようにしましょう。

## 消費生活相談だより

訪問買取業者のトラブルにご注意！

## 軽自動車税の減免申請受け付けのお知らせ

身体障害者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税の減免制度があります（自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません）。

### 持ち物チェック！ 手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 運転免許証（対象車両を運転する方のもの）
- 車検があるものは自動車検査証（軽二輪については軽自動車届出済証）
- 軽自動車税納税通知書（納めないでください）
- 納税義務者の印鑑（スタンプ式は不可）
- 障がい者の方の利用のために改造されたものは、写真など構造がわかるもの

### 申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車納税通知書を受け取られてから、納期限**5月31日（金）**まで。

### 対象となる障害の程度

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級～4級の各級	
聴覚障害		2級および3級	特別項症から第4項症までの各級
平衡機能障害		3級	
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	1級～6級の各級	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級	特別項症から第3項症までの各級
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	1級～3級の各級および5級	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各款症
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級	特別項症から第4項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級～6級の各級	
心臓機能障害			
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害		1級および3級	特別項症から第3項症までの各級
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸の機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級の各級	
肝臓機能障害			
療育手帳		「A」または「A」	
精神障害者保健福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証（マル福）をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方	

### 対象者および範囲

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人
	18歳未満	本人または生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者	本人	本人
知的障害者 精神障害者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方

- 対象車両は、全て身体障がい者などの通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限り、かつ、
- 障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場合に限り、かつ、
- 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
- 障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障害の程度によらず減免の対象となります。

※自動車税・自動車取得税の減免については、土浦県税事務所稲敷支所（☎029-892-6111）へお問い合わせください。

### 問い合わせ先・申し込み先

役場税務課 町民税係 ☎68-2211  
（内線262・264）

### おかしいと思われたらご相談ください！

- 相談窓口** ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週火曜日 午前10時～午後5時（正午～午後1時の時間を除く）  
☎68-2211（内線324）  
消費生活相談員が、お電話でも匿名でもご相談をお受けしています。
- ②火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時（日曜日は電話のみ）  
☎029-225-6445
- ③土曜日と祝日は、188（いやや・消費者ホットライン国民生活センターへ）  
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

## 商工会だより

### 事業経営者の皆さまへ

#### 記帳継続指導・記帳機械化指導のご案内

商工会では、事業経営に必要な帳簿の記帳を正しく理解していただくため、専門の記帳専任職員を配置しています。税金の各種控除を知りたい、「青色申告制度って何？」など皆さまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っております。

#### 記帳継続指導

- 【概要】 自立記帳・申告が行えるように継続指導を行います。
- 【金額】 1,020円/月（4月30日現在）
- 【内容】 巡回・窓口にて記帳指導、各種必要届出書および決算書・申告書作成などの指導を行います。

#### 記帳機械化

- 【概要】 決算書・申告書、各種届出報告、総勘定元帳作成の代行を行います。
- 【金額】 3,080円/月（4月30日現在）
- 【内容】 商工会標準会計ソフトを利用し、帳簿入力、決算書・申告書作成の代行、および総勘定元帳の作成と各種データ管理、各種税務届出、報告などの代行処理を行います。

#### 茨城県よろず支援拠点のご案内

「よろず支援拠点」は、国が各都道府県に1機関設置されている無料の経営相談所です。中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や経営改善などの経営課題に対応するワンストップの相談窓口です。

経営課題を解決するために、中・小規模事業者支援に優れた能力・知識・経験などを有するコーディネーターを配置し、専門的な助言や専門家の紹介などを行う制度です。

#### こんなお悩みありませんか？

- 創業したい、資金繰りを改善したい、販路先を広げたい、経営革新などの認定をとりたい、補助金を活用したいなどありましたら、ぜひご相談ください。

問い合わせ先 茨城県中小企業振興公社  
よろず支援拠点窓口  
☎029-224-5339

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417